

附帯決議案提出書

議案第 100 号「横手市園芸振興拠点センター設置条例」に対する
附帯決議（案）

附帯決議案を、横手市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により別紙のとおり提出します。

平成 30 年 12 月 7 日

提出者 横手市議会産業建設常任委員会
委員長 菅原 正志

横手市議会議長 齋藤 光司 様

理 由

よこて農業創生大学事業の推進にあたり、より実効性のある取り組みを求める必要がある。

議案第 7 号

議案第 100 号「横手市園芸振興拠点センター設置条例」に対する附帯決議

よこて農業創生大学事業は、農業者の所得向上と担い手の確保、育成を目的に、横手市が地方創生交付金などを活用しながら、計画も含め約 12 億円の巨額の公費を投じて研修施設や栽培実証ハウス、6 次産業化支援施設などの整備に取り組んでいる事業である。

日本一の複合農業産地を目指す横手市にとって、施策の核となる重要な事業であり、内外からの関心も高い事業であるが、今定例会に上程された、旧大雄中学校跡地で整備を進めている横手市園芸振興拠点センターの設置条例の審議において、来年 4 月の施設稼働後の運営方法について、次の内容について準備不足の懸念を払拭するには至らない点があった。

1 点目は、6 次産業化支援施設において、施設として営業許可が取れる見込みが立っていないという点である。6 次産業化へのトライアル施設という位置付けであるならば、個人での営業許可を持たない人が初めて加工に取り組もうとした際、試作品の市場での評価を掴むため、施設として販売が可能なようにする必要があるのではないか。法的なものを含めて課題があるとの事だったが、農業者が 6 次産業化に手応えを感じるためには必要な条件であると考ええる。

2 点目は、園芸振興拠点センターの稼働により期待できる具体的な戦略やその取り組みの構想が乏しいと感じたことである。農業産出額日本一を目指すための具体的な手段、手法を含めたアクションプランを早急に示す必要があると考える。

以上のことから、議案第 100 号「横手市園芸振興拠点センター設置条例」の可決にあたり、以下の事項について取り組むことを求めるものである。

1. 6 次産業化支援施設における加工品を施設として販売できるように、営業許可の取得の手法について調査研究すること。
2. 農業産出額日本一を目指すためのアクションプランは、農林部・商工観光部の連携がきちんと見えるような素案をできるだけ早期に示し、議会のほか関係団体等との意見交換を十分に行って策定すること。

以上、決議する。

平成 30 年 12 月 12 日

横手市議会